

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和56年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月21日から同年9月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社での厚生年金保険の加入期間が昭和56年9月1日からとなっており、申立期間について厚生年金保険の加入期間が抜けている。保険料は途切れることなく給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、源泉徴収簿及び給与支払明細書により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和56年7月21日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり役員を含め5人以上の従業員が勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は全喪し、これを確認することはできないが、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和57年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年2月16日から同年3月1日まで

A社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和57年2月16日から同年3月1日までの期間が欠落していた。

この間の保険料控除の事実が確認できる給与明細書のほか、社員カード、在職期間証明書、健康保険被保険者資格取得証明書があるので、同期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、在職期間証明書、社員カード及び健康保険被保険者資格取得証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和57年2月16日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年3月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 561

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から61年3月まで
昭和59年7月20日に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続をしてA町役場で国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料納付に関する記憶が不明確であり、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間について、国民年金の加入記録の記載が無く、社会保険庁の記録と一致していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付が確認できないとの回答をもらった。私は16歳からA店で住み込み従業員として働いており、20歳に達した昭和52年2月に、A店が国民年金の加入手続きをし、給与から保険料を控除して納付してくれていたのので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先であるA店が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、A店の元専務は、「当時、前妻が私の分も含めて、従業員の国民年金保険料を町内会の集金人に渡していたことを覚えている。」と証言しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月16日に払い出されていることから、申立期間の保険料は過年度保険料となり、町内会による納付はできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A店に勤務していた同僚は、申立人と同日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、昭和51年8月の20歳にさかのぼって国民年金の資格を取得し、申立人と同じく52年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から46年3月まで

国民年金は国民の義務ということで、姉二人と兄と同様、私が20歳の時に父親が加入手続をして、保険料もA町役場で納めたと聞いていたので、申立期間について保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月11日に払い出されており、この時点では42年11月から44年9月までの保険料は時効により納付できない上、44年10月から46年3月までの保険料は、過年度保険料となり、A町役場では納付できない。

さらに、申立人は、姉二人と兄は20歳の時に国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているが、兄は申立人と同日の昭和46年11月11日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、保険料も申立人と同じく同年4月から納付されている。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年10月まで

私は、昭和44年に結婚して夫の会社の社宅に入居し、46年の春ごろ、A町役場で国民年金の加入手続をし、付加保険料と合わせて納付していた。

その後、B市に移り、すぐに国民年金の手続をして継続して加入していたが、社会保険事務所の記録では、A町で加入していた期間が消えてしまっているため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに、申立人が申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月1日に払い出され、資格取得日は同年11月4日とされていることが確認でき、申立人が所持するB市の「国民年金保険料納付カード」に記載されている資格取得日も同じであることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、当時、申立人と同じ社宅で国民年金に任意加入していた住人は、加入当初から受領印が押された「国民年金保険料カード」を所持しており、複数の住人は「納付組合の集金により保険料を納付していた。」と証言しているが、申立人にはこれらの記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年7月まで
高校を卒業後、家業に従事したが、私の父親が国民年金の加入手続をし、納付組織を通じて父親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は高齢で聴取できないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月22日に払い出され、同年9月1日に被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その父親が父親と申立人の分の国民年金保険料と一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の父親は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しているため、一緒に保険料を納付していたとは考え難く、申立人の母親も申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から55年3月まで

就職するためにA市へ転居し、市役所の窓口で、住民票を移す手続の一環として国民健康保険と国民年金の加入手続をした。窓口では、国民年金手帳はすぐに交付されず、男性職員が、「後日、自宅まで届けます。」と言って、A市B町の自宅へ届けてもらった。保険料は、市役所か銀行で納付書で納付していた。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年9月30日に払い出されているため、この時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳、A市が保管する国民年金被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳のいずれを確認しても、最初の住所は申立人が同市B町から昭和55年5月に転居した同市C町と記載されていることから、申立人は申立期間後に国民年金の加入手続を行い、昭和55年度の保険料から納付を開始したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 35 年 3 月まで

社会保険庁の記録も厚生年金保険被保険者証も、厚生年金保険の資格取得日が昭和 35 年 4 月 14 日になっている。しかし、昭和 34 年 9 月に、A社に正社員として入社したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人が、「一緒に入社した者はおらず、当時の事務担当者は自分が入社した時は既に会社にいた。」と証言しているにもかかわらず、申立人と当時の事務担当者を含む4名が、同じ日付で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、事業主は、入社から一定期間経過後にまとめて厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたと考えられる。

このほか、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 8 月 11 日まで

私は、昭和 40 年 5 月から平成 17 年 12 月まで継続して A 社に勤務していた。同社 B 工場に海外赴任していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中、A 社に継続して勤務し、B 工場に海外赴任していたと申し立てているところ、A 社の証言によれば、申立期間中、申立人は A 社の現地法人に雇用され、給与は同法人から支払われていたことがうかがわれる。

また、当時、日本企業から海外赴任した際の厚生年金保険の加入については、厚生省保険局長通達「休業期間中に於ける健康保険及び厚生年金保険の取扱について」（昭和 25 年 4 月 14 日保発第 20 号）に基づき、給与が現地法人から支払われている場合、被保険者資格を喪失させる取扱いが行われていた。

さらに、A 社は、申立人が出国した昭和 50 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格の喪失の届出を行っていることが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書で確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月1日から40年8月1日まで
② 昭和41年1月6日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和40年8月1日から41年1月6日までと、同年3月1日から42年8月6日までとの回答であった。

しかし、A社には昭和38年8月1日から勤務し、途中で退職した記憶など無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は既に全喪しており、元事業主に申立期間に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料は残されておらず、証言を得ることもできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は厚生年金保険の記録と全く同じである上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間が昭和36年10月1日からとされているが、同社には同年4月1日から勤務していたので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことを推認することができるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は既に解散しており、合併により事業を継承したB社に対し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和36年10月1日となっており、申立期間前後に健康保険番号の欠番が無く連続していることが確認できる上、申立人同様、同年10月1日に被保険者資格を取得した者が多数確認できることから、事業主は、採用してから、一定期間経過した後に厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 312

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 10 月 29 日まで

当時、私は、A社の代表であったが、経営不振により保険料の滞納が続いていた。これをどうするか、社会保険事務所に出向くようにと言われ、その席上で社会保険事務所の担当者から「より長い期間、厚生年金保険料を納付したようにした方が良い。」との提案があり、それを依頼したと思う。しかし、具体的な金額や期間等についての記憶は無いが、毎月の給与に変更は無かったと思うので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 6 年 10 月 29 日に全喪しており、その 2 日後の同年 10 月 31 日に申立人の 5 年 11 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額がさかのぼって 24 万円が 8 万円に訂正されたことが、社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所から同社の滞納保険料について呼び出しを受け、その対応として社会保険事務所の担当者が提案した「申立人の厚生年金保険被保険者期間をより長期間とすること。」を申立人自らも願い出たとしている。このことから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで
② 昭和 21 年 6 月 2 日から 24 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた①の期間と、B社に勤務していた②の期間については、脱退手当金が支給されているとの回答であった。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「手當金」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、勤務した2社の厚生年金保険加入期間のすべてについて請求されており、資格喪失日から約2か月後の昭和25年1月5日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 31 年 8 月まで
昭和 30 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月から A 社に勤務した。
入社後 3 か月間の試用期間を経て正社員となったが、健康保険と厚生年金保険の保険料を支払っていた記憶がある。
同社に勤務していた申立期間が厚生年金保険の記録から欠落しているの
で、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の上司や同僚が、A 社に在籍していたことが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 社に対し、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したが、これらを確認できる資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年1月まで

A社が運営を受託していた銀行の食堂で、昭和48年4月から53年1月まで働いていた。勤務していたのは間違いないので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間は正社員ではなくパートタイム従業員として働いていたとしているところ、A社の元取締役は、「正社員のみ社会保険や雇用保険に加入させており、時間給であるパートタイム従業員は、これらには加入させていなかった。」と回答しており、申立人には雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和50年3月から同年10月までの期間は、国民年金の被保険者として申請免除の記録がある。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。